

〈 楠本文郎議員の質問に関する資料：項目1-(3) 〉

1.2 ゾーニングの基本的な考え方

1.2.1 ゾーニング対象範囲

対象海域は以下の条件の範囲とした。対象海域を図 1.2に示す。

- ・日高郡から西牟婁郡までに串本町を加えた地域の沿岸海域（由良町、日高町、美浜町、御坊市、印南町、みなべ町、田辺市、白浜町、すさみ町、串本町）
 - ※ 由良町と広川町の境界線から西へ伸ばす線をゾーニング範囲の北限とする。
 - ※ 串本町と那智勝浦町の境界線から南へ伸ばす線をゾーニング範囲の東限とする。
- ・領海内かつ陸地からの離岸距離30km まで
- ・隣接県（徳島県）との中間線
 - ※阿南市と協議し、中間線はゾーニング範囲に重複がないように調整した。
 - 阿南市の考え方：両海岸線から30kmのバッファーを発生させその中間線をとる。
 - 和歌山県の考え方：両海岸線から離岸距離5km単位ごとの交点で線を引き中間線をとる。

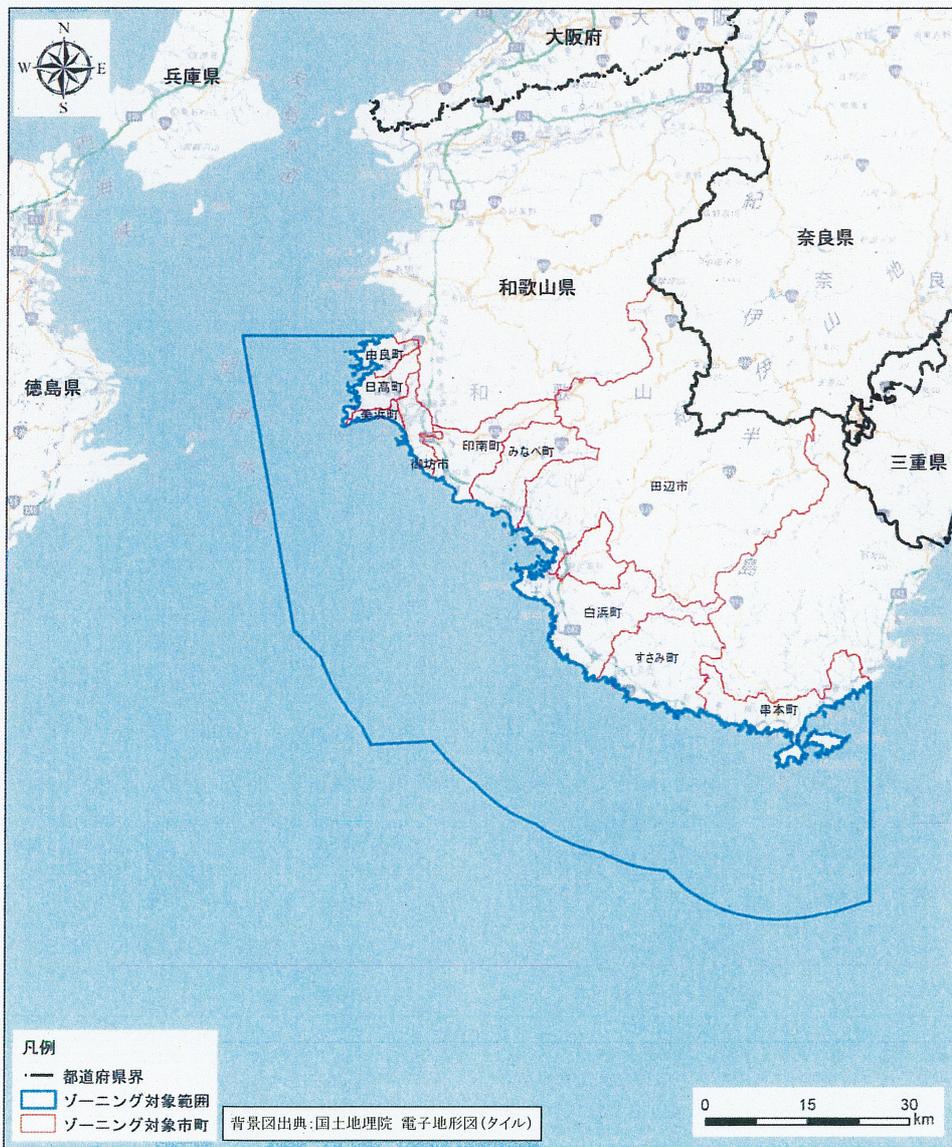


図 1.2 ゾーニング対象範囲